

高齢者の肺炎球菌感染症ワクチンの定期接種について

1 主旨

高齢者用肺炎球菌定期予防接種について、令和3年度から令和5年度まで東京都の「高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業」が実施される。これにより、令和3年度の10月以降の当該定期接種は、被接種者の自己負担額を例年の4,000円から1,500円に変更して実施する。

2 東京都補助事業

- (1) 補助開始日 令和3年10月1日から
- (2) 補助対象額 ア 被接種者一人当たり2,500円
 イ 本事業の周知に要する経費
 対象者数×120円(令和3年4月1日から対象)

3 対象者

以下のいずれかに該当し、過去に一度でも高齢者用肺炎球菌予防接種を接種した事が無い者

- (1) 令和4年3月31日現在で満65歳以上5歳刻みの100歳までの区民
- (2) 令和4年3月31日現在、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する区民(身体障害者手帳1級相当)

4 被接種者自己負担額

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで:1,500円(生活保護受給者等は自己負担免除)
令和3年4月1日から9月30日までは4,000円

5 勧奨方法等

令和3年4月 対象者へ制度の周知はがきを送付
令和3年4月～9月 自己負担額4,000円で定期接種を実施(申込みにより予診票を発行)
令和3年9月末 対象者へ予診票を一斉発送
令和3年10月～令和4年3月 自己負担額1,500円で定期接種を実施